6　共同企業体の構成員の数、資格要件等
⑴　構成員の数は、２又は３社とする。
⑵　構成員の組合せは、北海道開発局における工事区分「一般土木」に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であって、決定の際に算定した点数（経営事項評価点数）が、代表者については1,150点以上、代表者以外の構成員については1,100点以上であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受け、当該再決定の際に算定した点数（経営事項評価点数）が、代表者については1,150点以上、代表者以外の構成員については1,100点以上であること。）。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記６⑵の再決定を受けた者を除く。）でないこと。
⑷　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から決定を行う日までの期間に、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年４月１日付け北開局工第１号）に基づく指名停止を受けていないこと。
⑸　各構成員が、次の各号の要件を満たすものとする。
ア　発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を受けてからの営業年数が５年以上あること。ただし、発注工事と同種の工事について相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を受けてからの営業年数が５年未満であっても、これを同等として取り扱うことができるものとする。
イ　平成11年度以降に、次の①及び②の要件を満たす工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、次の②の要件を満たす工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。
①　鉄筋コンクリート構造の橋台又は橋脚で、基礎形式がニューマチックケーソンであること。（歩道橋及びフーチングのみの場合は除く。）
②　日平均気温－３℃以下で給熱養生を伴う寒中コンクリートを使用した鉄筋コンクリート構造の橋台又は橋脚であること（実績が確認できる資料を添付すること）。
ただし、上記①及び②は同一工事でなくてもよい。
なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
ウ　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。ただし、配置予定技術者が現在他の工事に従事している場合は、契約締結日までに当該工事に配置できること。なお、受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において監督職員との協議により、主任技術者又は監理技術者を変更できるものとする。
㈠　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、２級以上の国家資格を有する主任技術者を配置すること。
㈡　平成11年度以降に、上記⑸イ本文に掲げる工事の経験を有する者であること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。
ただし、特定建設工事共同企業体の場合は、代表者の主任技術者又は監理技術者が上記⑸イ本文に掲げる経験を有することとし、その他の構成員については上記⑸イ本文の②の経験を有すること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。
なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
㈢　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
⑹　出資比率は、すべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であるものとする。
⑺　代表者の要件は、より大きな施工能力を有する者であって、かつ、出資比率が構成員中最大である者とする。
7　競争参加資格の有効期間　特定建設工事共同企業体としての有効期間は、競争参加資格を決定したときから契約の相手方が確定されたときまでとする。
8　資格審査申請書類
⑴　提出書類及び提出部数
ア　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（特定建設工事共同企業体）　１部
イ　特定建設工事共同企業体協定書（写し）　１部
⑵　申請書類の作成に用いる言語　日本語
⑶　申請書類の入手方法　申請書類は、次のアドレスにアクセスして得るものとする。
http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_jigyou/kouji/sec.html#01
9　資格審査結果の通知　資格決定通知書により通知する。
10　その他
⑴　共同企業体の名称は、一般国道452号三笠市桂沢ダム８号橋Ｐ２橋脚工事○○・△△・××特定建設工事共同企業体とする。
⑵　共同企業体の資格審査を申請する者は、併せて支出負担行為担当官北海道開発局札幌開発建設部長が別に公告する入札参加資格の確認を受けるものとする。
⑶　申請手続の照会先は、次の場所とする。
ア　北海道開発局事業振興部工事管理課
イ　北海道開発局札幌開発建設部契約業務課

招　請

資料提供招請に関する公表の訂正

平成 26 年７月 18 日
東日本電信電話株式会社
札幌病院長　小池　隆夫

◎調達機関番号　125　◎所在地番号　01
平成26年７月11日（号外政府調達第129号・95頁）掲載の東日本電信電話株式会社公告第14号及び第15号について、表題に「意見招請に関する公示」とあるは「資料提供招請に関する公表」の誤りにつき、それぞれ訂正します。

意見招請に関する公示

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。
平成 26 年７月 18 日
気象庁総務部長　鈴木　昭久
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　13
○第３号
1　調達内容
⑴　品目分類番号　71、27
⑵　調達物品及び数量　地域地震情報センターデータ処理システム（ＲＥＤＣ）の業務処理ソフトウェア製作及びシステム構築　一式
2　意見の提出方法
⑴　意見の提出期限　平成26年８月８日17時00分（郵送の場合は必着のこと。）
⑵　提出先　〒100―8122 東京都千代田区大手町１－３－４　気象庁地震火山部管理課　東田　進也　電話03―3212―8341　内線4505
3　仕様書案の交付
⑴　交付期間　平成26年７月18日から平成26年８月８日まで。
⑵　交付場所　上記２⑵に同じ。
4　Summary
⑴　Classification of the products to be procured : 71, 27
⑵　Nature and quantity of the products to be procured : Production of application programs and designing of network system configuration for the Regional Earthquake Data Center system (REDC), 1 set
⑶　Time-limit for the submission of comments : 17 : 00　8 August 2014.
⑷　Contact point for the notice : Shinya Tsukada, Administration Division, Seismological and Volcanological Department, Japan Meteorological Agency. 1―3―4 Otemachi Chiyoda-ku Tokyo 100―8122 Japan TEL 03―3212―8341 (Ext. 4505)